

収監に関する 国連システムの共通見解



2021年4月

「刑務所の中に入るまでは、その国を本当の意味で知ることはできないと言われている。国家は、高等な民ではなく、下級の民をどのように扱うかによって判断されるべきである。」

ネルソン・マンデラ: 南アフリカ共和国第8代大統領



UNITED NATIONS

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

16 PEACE, JUSTICE
AND STRONG
INSTITUTIONS



要約

世界中の司法・刑務所制度は、刑務所収監の最終目的を損なう根本的な課題に直面し続けている。すなわち、社会を犯罪から守り、社会復帰を支援し、釈放後の社会復帰に備えることによって再犯を防止することである。

過剰拘禁、過剰収監、貧困状態、深刻な刑務所サービスの放置は、刑事司法制度における刑務所のつながりを弱くし、改革努力の優先度を低くしている。公衆の安全、健康及び人権、並びにこれらの欠陥に起因する財政的及び社会経済的費用への影響は、甚大である。紛争、紛争後などの危機的状況にある国々を含むいくつかの国では、重大な刑務所の不備が平和、安全及び安定に悪影響を及ぼしている。刑務所環境におけるコロナウイルス病(COVID-19)の不均衡な影響は、既に負担が重く、装備が不十分な刑務所が危機に直面した場合に何が起こりうるかを実証している。過密使用を含め、収監に関連する課題に対処することは、「より良い復興」の努力の重要な部分であるべきである。

刑務所の状況に現れる多くの問題は、社会経済的格差と刑事司法制度の全身的な欠陥の結果である。社会的、人種的及びその他の形態の差別は、刑事司法の政策及び慣行に等しく反映され得る。従って、効果的かつ持続可能な改革努力には、過剰収監と過密の根本的原因に対処し、予防と刑の代替に向けた政策を転換することを目的とした包括的な改革アプローチが必要である。

「誰一人取り残さない」との国連のコミットメントは、受刑者が、差別と社会的排除の対象となり、特に脆弱で周縁化された集団であることを認めている。十分な資源と管理の行き届いた刑務所サービスと、非拘禁措置を推進する国家政策は、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の重要な推進要素である。

収監に関する国連システムの共通見解は、収監への過度の依存を減らし、刑務所人口を減少させ、刑務所の管理を強化し、刑務所の状況を改善し、犯罪者のリハビリテーション及び社会復帰を促進することを目的として、加盟国を支援するための共通の枠組みを提供する。

調査結果に精通しており、国際人権法と、犯罪防止と刑事司法における国連の基準・規範の双方に根ざしている。したがって、これは、収監に関連する加盟国における改革努力を支援することを目的とした、一貫した国連の政策提言と支援の指針となる。

目次

| | |
|-----------------|----|
| 要約 | i |
| 目的及び範囲 | 2 |
| 定義 | 2 |
| グローバルな刑務所の課題 | 3 |
| 公判前勾留及び拘禁の乱用 | 3 |
| 差別と不平等の拡大 | 4 |
| 刑務所の過密 | 5 |
| 放置と虐待 | 6 |
| 主要な知見 | 7 |
| 共通のアプローチ | 8 |
| 予防・代替政策への転換 | 9 |
| 刑務所管理の強化、刑務所の整備 | 11 |
| 犯罪者の更生と社会復帰の促進 | 14 |
| 行動指針 | 16 |

目的及び範囲

本稿は、収監に関する国連システムの共通見解を規定するものであり、1、世界、地域、国レベルでの刑務所及び関連する課題に対処し、また、収監に関連する加盟国に対する国連支援の共通の枠組みを構成するものである。

本稿は、より良い調整と統合的な努力を通じたものを含め、現在の収監への過度の依存と監禁の実施を再考する努力を支援することを目的とした「一つの国連」アプローチを反映している。

収監に関する国連システムの共通見解は、いかなる者も、任意の逮捕又は拘禁²を受けるべきではないこと、また、刑事告発又は犯罪に応じた自由の剥奪は、最後の手段となるべきであり、非拘禁的な制裁又は措置に最初に十分な考慮が払われるべきであるとの理解に基づいている。

また、刑事上の対応の一環として、拘禁されている刑事上の措置が、犯罪を犯した刑事上の措置に比例し、個別化され、均衡のとれたものであることが、司法の連鎖の重要な側面であることを認識している。人間の尊厳を尊重し、国際規範・基準に則った刑務所の運営は、平和と安全、公共の安全、人権の尊重を確保するための活動の中核をなすものである。

このように、刑務所改革と犯罪者の処遇は、2015年の持続可能な開発のための2030アジェンダの不可欠な部分であり、特に、平和や公正に関する持続可能な開発目標16「平和と公正をすべての人に」、健康と福祉に関する目標3「すべての人に健康と福祉を」、ジェンダー平等に関する目標5「ジェンダー平等を実現しよう」、不平等の削減に関する目標10「人や国の不平等をなくそう」の不可欠な部分とみなされるべきである。

本稿では、刑事司法制度における収監場所における自由の剥奪に焦点を当てる。このため、行政的性格を有する出入国管理上の勾留など、他の形態の自由の剥奪は排除されているが、3 自由を奪われた子どもの具体的な状況については、追加的な法律上の考慮と義務によって規定されているため、詳細には取り上げられていない。4

定義

- ＞ 収監：公判前勾留施設を含む、刑務所における自由を奪われている状態。
- ＞ 刑務所：刑事司法制度の中で認可されたすべての収監場所で、公判前勾留や有罪判決による収監の目的で使用されるものを含む。
- ＞ 受刑者：法的地位に関係なく、上記で定義された刑務所に収監されているすべての人で、収監されている親に同伴している子供を除く。
- ＞ 公判前被収監者：疑惑の犯罪に関連して、逮捕時から第一審判決時までの間に刑務所に拘留されたすべての人
- ＞ 非拘禁措置：刑事司法の運営のいかなる段階においても、権限のある機関が行った決定であって、犯罪の容疑者もしくは被告人又は刑の言渡しを受けた者に対し、拘禁を含まない一定の条件又は義務に従うことを要求するもの。
- ＞ 子ども。18歳未満のすべての個人⁵

グローバルな刑務所の課題

自由の剥奪を含む犯罪に対する刑事司法の対応は、司法の名において国家によって実施されている。したがって、犯罪者の収監と処遇は、その過程で適用される人権を十分に尊重しつつ、司法を確保し、公共の安全を維持し、犯罪者に責任を負わせるという国の義務を反映すべきである。

公判前勾留と拘禁の乱用

2019年には、410,000人の子どもたちを含む1100万人以上が世界中の刑務所に収監され、2000年以降、総数で25%の増加を示した。世界中の女性刑務所受刑者数は、ほとんどの国で、刑務所人口のごく一部を占めていたが、その数は同期間中に50%増加し、714,000人以上の女性に達した。⁶

加盟国は、極めて異なる程度の禁固刑に訴える。推定によれば、世界の平均受刑率は全国人口100,000人当たり150人を下回っているが、加盟国25カ国以上で全国人口100,000人当たり300～650人に達している。⁷

調査によると、一般的な犯罪動向は、刑の全般的な使用を説明するものではない。報告された犯罪も被害も、収監レベルに体系的に反映されていない。⁸

このような状況にもかかわらず、犯罪行動に対処するためには、収監のみではないにしても、しばしば、収監がデフォルトの選択肢である。非拘禁措置の利用可能性、質、利用に対する投資は、引き続き見過ごされている。

「収監は、最後の手段としてではなく、ほぼ自動的な対応となっている。これは、不均衡な刑罰の増加、公判前勾留の過剰使用、懲役刑の長期化、わずかにしか使用されない非拘禁的な代替手段に反映されている。さらに、ほとんどの国における刑罰制度は、もはや受刑者の改善と社会復帰を目的とするものではなく、単に犯罪者を閉じ込めて処罰することを目的としている。勾留条件に関する国際基準の不遵守は、資源の制約とほとんどの刑事司法制度の懲罰的アプローチに起因している」⁹

国際法の関連規定¹⁰にもかかわらず、人の過密収監と過剰な長さの公判前勾留は、依然として世界的な課題である。刑事犯罪を犯した多くの個人は、公共の安全や司法行政にリスクをもたらさないにもかかわらず、刑務所人口に占めるその人数は2000年以来30%増加し、300万人を超えている。公判前被収監者は45の加盟国で有罪判決を受けた被収監者を上回り、そのうち14の国では、公判前被収監者が刑務所人口の70%以上を占めている。¹¹

一部の国では、公判前被収監者は、主張された犯罪で有罪判決を受けた者に典型的に適用される刑期よりも長い期間、拘禁されている。他のものは、その目的のために設計されておらず、使用されるべきではない留置場に長期間留置される。

これらの理由から、平和、正義、強力な制度に関する持続可能な開発目標¹⁶「平和と公正をすべての人に」は、司法制度の効率性とアクセスを測定するための指標として、刑務所内の公判前被収監者の割合を定めている。¹²

裁判所は、法律で定められている収監に代わる選択肢が限られているため、以下を確保するために必要な選択肢を欠いている可能性がある。

科刑は、犯罪の重大性、性質及び状況に比例する。しかし、より多くの場合、この問題は、国内法に具体化された非拘禁措置を適用することに消極的である。これは、その有効性についての認識や自信の欠如、公的支援の欠如、あるいは、十分な保健ケア、住宅、社会福祉サービスの欠如、あるいは欠如の認識によるものであろう。収監に代わる選択肢(修復的司法アプローチを含む)を実施するために必要な組織やインフラの欠如や不備は、この問題を悪化させている。13

収監の行き過ぎは、しばしば「ゼロ・トレランス」政策14と、より厳格な法執行と刑罰を要求するポピュリスト(大衆迎合者)の言葉によって促進される。15 これは、犯罪を抑止するのは、実刑判決の見込みや厳しさではなく、逮捕される可能性を認識することという調査結果があるにもかかわらず、行われている。16

例えば、149カ国で最も厳しい刑事制裁として死刑に代わる無期刑の使用は、479,000人の受刑者が正式な無期刑に処せられた2000年から2015年にかけて84%増加した。また、調査17では、無期刑の適用範囲の拡大や、仮釈放を伴わない無期刑を含む期間の延長・不定が指摘されていることから、死刑の漸進的な廃止は、この増加の独占的な推進力ではなかったと考えられる。18

差別と不平等の拡大

不平等と低い社会経済的地位は、犯罪の発生に関係することが明らかにされてきた。19 したがって、収監は、貧困の中で暮らしている、あるいは社会から取り残されている人々に、不均衡な影響を与える。

一部の国では、住所不定や罰金の支払い不能など、貧困と直接結びついた要因により、受刑者が拘禁されている。

貧困と、不利な立場に置かれた人々のための社会的、保健、法的援助サービスへの不十分なアクセスが、「犯罪に対して厳しい」政策と、人種、民族、性別、ジェンダーに基づく体系的な差別を目的とする政策と組み合わせられた場合、少数派および社会から取り残された集団が、受刑者間で過度に代表されることになり、軽犯罪および非暴力犯罪刑務所で過ごす時間は、失業、ホームレス、貧困を悪化させ、その結果、剥奪と排除という悪循環を生む可能性が高い。

「法執行官は、犯罪性の指標として「貧困」、「ホームレス」、「不利な状況」をよく用いているため、貧困層の人々は、不釣り合いなほど高い頻度で刑事司法制度に接触することになる。また、制度内でのうまく立ち回れず、制度から抜け出すことができないでいる。その結果、不釣り合いなほど、最も貧しく、最も社会的に排除されている人々が、逮捕され、勾留され、拘禁される」20

また、背教行為やいわゆる「道徳的犯罪」によっても自由を奪われる可能性があり、その多くは女性やレズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、インターセックスの人々に対する差別と関連している。21

子どもたちは、子どもとしての身分に基づいてのみ法律で禁止されている非犯罪行為(以下「身分犯罪」という)や、保育・保護サービスへの紹介に代わるものとして、自由を奪われることがある。

多くの国では、コミュニティを基盤とした支援や公衆衛生施設が不足しているため、精神保健状態や心理社会的障害のある人は、たとえ犯罪行為をしていないか、犯罪的責任がないことが判明したとしても、しばしば拘禁される。

以上の理由による収監は、国際規範・基準に反する恣意的な勾留に当たる。22

薬物関連犯罪で有罪判決を受けた人の数は、世界の刑務所人口の18%を占めると推定されている。23 薬物犯罪で拘禁されている人は、24、社会経済的不平等を反映して、薬物使用者や薬物使用障害者、薬物配達人25、小規模ディーラーなど、低レベル犯罪者であることが多い。薬物犯罪により拘禁された女性の比率(35%)は男性の比率(19%)よりも高く、26、ジェンダーに基づく差別、不平等、虐待の様々な形態に対処する必要があることを示している。27

多くの国では、国内の麻薬法は、たとえ低レベルの犯罪者であっても、拘禁に代わる措置を全くまたは限定的に定めていない。さらに、入手可能なデータは、薬物使用による障害の治療や、刑務所における薬物使用による負の健康上の結果の減少について、エビデンスに基づくプログラムが不足していること 28、薬物使用や薬物の過剰摂取に対する再発リスクが増大していることを指摘している。29 薬物使用による障害を有する被収監者に対するこのようなエビデンスに基づく介入が存在する場合、それらは再発および再発のリスクを低下させることが証明されている。30

法に抵触する女性と女子の特徴的な背景、プロフィール、および特定のニーズは、大いに無視され、男性中心の収監モデルに包含される傾向がある。31 収監は、ジェンダーに配慮した収監管理やリハビリテーション・プログラムが欠如していることもあり、安全、ジェンダーに基づく暴力、メンタルヘルス、スティグマへの曝露という観点から、女性とその扶養家族に特に悪影響を及ぼしている。

収監の影響は、現実の被収監者をはるかに超えて広がっている。

また、経済的地位、家族の結びつきや偏見を損ない、不平等、差別、排除を永続化させているという観点からも、家族が強く感じている。特に罹患した集団は、刑務所にいる親と一時的に同居することが許される子どもを含む、刑務所に収監された親の子どもでもある。32 複数の研究によると、収監された養育者の子どもは、行動的、情緒的、認知的問題の発生率が高く、世代間の危険な行動と刑事司法制度との接触のサイクルに巻き込まれる可能性が高いことが示されている。33

刑務所の過密

刑務所の過剰収監は、世界的に深刻な人権、健康、安全保障上の危機を構成し、刑務所における国際的な最低基準違反の最大の原因となっている。この現象は、世界の大多数の加盟国(110加盟国)に影響を及ぼし続けており、50以上の加盟国が刑務所サービスを運営しており、その公的収監能力の150%以上を占めている。34、多くの刑務所では、過剰収監が非常に深刻であるため、被収監者は寝床を共有したり、交替で寝たり、上で寝たり、夜間の起立を余儀なくされている。

公判前勾留への過度の訴えは、世界中の刑務所の過剰収監の主な原因とされている。公判前被収監者は、法廷で有罪と証明されるまでは無罪と推定されるべきであるが、そのような処遇は、公判前勾留における条件は、有罪の被収監者よりも悪いことが多く、とりわけ、インフラが不十分で、サービスやプログラムの提供が不十分であることが特徴である。

刑務所の収監定員を大幅に超えて運営されることは、単にスペース不足の問題ではない。また、栄養、衛生、生活の質にも重大な影響を及ぼし、

保健サービス、感染症の伝播率、弱い立場に置かれた人々へのケアの提供、受刑者の身体的・精神的健康、ならびに建設的な活動やプログラムへのアクセス。過剰収監は、紛争を引き起こし、暴力を助長し、刑務所のインフラを崩壊させ、膨大な安全保障と管理上の課題をもたらす。

過密の刑務所における監督、安全、および受刑者の分類スキームが不十分であると、受刑者は高リスクの受刑者または刑務所の暴力からの保護を求めることになり、過激化する危険な入所状況を提供することになる。受刑者一人当たりの刑務所職員の比率が低下し、労働環境が悪化していることは、職員の成績、態度、福利に悪影響を及ぼしている。このような状況では、刑務官は、より権威主義的で、より積極的な役割を担う可能性が高い。

要するに、過剰収監の影響は、刑務所管理の健全性を維持し、被収監者の健康、安全及び福祉を確保し、更生的な刑務所制度を維持し、刑務所の安全を維持する上で、刑務所サービスが直面する課題を増幅させている。

放置と虐待

収監は、被収監者が、日々の必要を満たすために、刑務所サービスに依存する状況を生み出す。したがって、加盟国は、受刑者の人権を尊重し、保護し、かつ、充足するために、注意義務と特別な責任35を増大させなければならない。この点に関し、刑務所の閉鎖的性格のために、公衆の監視は極めて重要である。

これらの要因にもかかわらず、多くの加盟国では、刑務所の管理と犯罪者の処遇は優先順位が低い。

刑務所は、資源不足の傾向があり、しばしば、被収監者の最も基本的かつ生命維持のためのニーズを満たすために苦勞する。健全な刑務所施設の維持、改修または建設のための予算は不足しているか、または、安全で、適切で、健康的な刑務所環境を支えるエビデンスに基づく設計を考慮に入れていない。

この状況は、入所時の被収監者の健康状態が典型的に悪く、公衆衛生施設との連携が悪いことによって悪化し、しばしば、より高い死亡率と、刑務所における伝染性36疾患および非伝染性37疾患の有病率につながる。これらの疾病は、受刑者、その家族、面会者、刑務官に影響を及ぼすのみならず、社会全体に健康上の負担を増大させている。驚くべきことに、刑務所の環境は、コロナウイルス病(COVID-19)によって特に困難にさらされており、増幅された伝播および疾患のアウトブレイクの重大なリスクにさらされ続けている。2021年4月現在、122カ国で538,000人以上の受刑者がコロナウイルス陽性を示し、そのうち3900人がCOVID-19関連死者であったと推定されている。38 さらに、各国の研究では、一般人口と比較して、被収監者はコロナウイルスに感染しやすく、COVID-19で死亡する可能性が高いことが示されている。

留置場所を無視することは、不適切な管理、監督、説明責任の仕組みのリスクを高める。男性と女性、成人、受刑者と公判前被収監者との分離など、基本的かつ重要な要件でさえ、39カ国は一貫して満たされていない。さらに、被収監者が法的助言を受けたり、独立した監察機関の代表者を受けたりすることは、深刻な障害を受けたり、妨げられたりする可能性がある。

刑事司法制度において、刑務官40は、通常、勤務する他の公務員よりも低い評価あり、

給与が低く、訓練が少なく、キャリア機会が少ない傾向にある。これは、有能なスタッフの採用を困難にするだけでなく、彼らの士気や業績に悪影響を与える。

以上の要因はいずれも、刑務所における拷問、虐待その他の人権侵害の危険性を増大させる。また、広範な汚職⁴¹や、収監中の継続的な犯罪活動を含む治安違反も、刑務所の壁をはるかに超えた不安定な影響をもたらす可能性がある。

主要な知見

世界中の刑務所制度は、個々の裁判管轄区域において顕著なイニシアティブと進展があったにもかかわらず、刑務所の最終的な目的である犯罪から社会を保護し、釈放時に受刑者の社会復帰を支援し、準備することによって再犯を防止するという根本的な課題に直面し続けている。

- ▶ 過剰収監、刑務所の状況の悪化、刑務所サービスの重大な放置は、刑事司法制度における弱い結びつきであり、関連する改革努力の優先度が低い。公共の安全、健康、人権への影響、そしてこれらの長期にわたる欠陥から生じる財政的・社会経済的コストは、甚大である。
- ▶ 刑務所の管理と犯罪者の処遇は、様々な持続可能な開発目標、⁴² および関連する目標と指標に向けた進展に影響を及ぼしている。⁴³ 十分な資源と管理の行き届いた刑務所サービスと、収監されていない措置を担当する団体は、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の重要な推進力となっている。国連の

「誰一人取り残さない」ことへのコミットメント⁴⁴は、受刑者を、差別と社会的排除の対象となる、特に脆弱で周縁化された集団として認識されている。

- ▶ 刑務所は閉鎖的な性格を有しており、その中には虐待や暴力が内在するリスクがあることを考えると、拷問や虐待を防止するためには、刑務所の職員による定期的な監視・監察と、外部の独立した機関によるモニタリングの2つのシステムが不可欠である。
- ▶ 刑務所の状況に現れる多くの問題は、人種・ジェンダー司法や子どもの司法に関するものを含む、刑事司法制度における全体的な欠陥の結果である。効果的で持続可能な改革努力には、立法上の欠陥、手続き上の障害、物理的な法の支配の基盤の欠陥を特定し、非拘禁措置の利用と質の高い法的援助へのアクセスに投資する、包括的なアプローチが必要である。
- ▶ 人権規範に沿って、⁴⁵ 刑事司法制度における人種主義及び人種差別を防止し、これと闘うための戦略は、刑務所の管理及び犯罪者の処遇に関する専用の措置を包含すべきである。
- ▶ 刑務所環境におけるCOVID-19の不均衡な影響は、既に負担が重く、装備が不十分な刑務所が危機に直面した場合に何が起こりうるかを実証している。司法と保健セクターの間の不十分な調整を含む、収監に関連する課題に対処することは、「より良い復興」に向けた努力の重要な部分であるべきである。
- ▶ COVID-19後の復興は、刑事司法制度が慢性的な欠点に対処し、包括的に取り組むための重要な機会を提供する

刑務所改革世界中で少なくとも700,000人の被収監者の釈放を認めている加盟国によって採択された緊急イニシアティブに基づいて、46人が、これらの結果を持続可能な方法で完全に実施し、収監の乱用を緊急に再考するために、協力的な努力が必要である。

- ＞ 多くの場合、女性犯罪者は公共の安全に深刻なリスクをもたらさない。妊娠や介護の責任など、その特有の状況を考慮に入れて、刑務所収監に代わるジェンダーに敏感な選択肢を促進するためのより一層の努力が不可欠である。女性の受刑者や犯罪者が直面する潜在的な社会経済的問題に対処する社会復帰戦略を通じたものを含め、女性の受刑者や犯罪者の異なる背景やニーズへの対応を強化しなければならない。
- ＞ 刑務所に収監されたが、被収監者は依然として社会の一部である。したがって、市民社会は、社会復帰や社会復帰を支援するための補完的な支援、監視、サービスを通じて、地域社会および刑務所における犯罪者の処遇を支援する上で重要な役割を担っている。
- ＞ 世論は、政策立案者が犯罪にどのように対処するかに大きな影響を与える。刑事司法政策を正当化するために、より厳しい刑罰を求める公衆の要求がしばしば用いられるが、積極的な情報共有と意識向上は、よりバランスのとれた理解をもたらすことができる。メディアやコミュニティとのしっかりとした調査、データ、緊密な連携は、刑事改革に対する国民の支持と政治的意思を育むための鍵である。

＞

刑務所の問題は、紛争中、紛争後などの危機的状況において特に深刻であり、深刻な人権侵害にとどまらず、刑務所暴動、集団逃亡、暴力的で過激なイデオロギーの拡大の可能性が高まっている。このような動きは、紛争の原動力となり、法の支配機関に対する国民の信頼を弱めることによって、国連平和ミッションの安定化と平和維持の努力を著しく損なうものである。同時に、武装集団に対抗し、重大な紛争関連犯罪の実行を抑止し、国家及び非国家主体の刑事責任を確保するための努力には、機能する刑務所制度が必要である。

共通のアプローチ

国連システムは、持続可能な開発のための2030アジェンダの枠組みの中で、地球規模の刑務所の課題に取り組む加盟国を支援する用意がある。

グローバルな刑務所の課題に対処するためのすべての努力は、国際人権法47、犯罪予防と刑事司法における国連基準および規範、国連受刑者処遇最低基準規則(ネルソン・マンデラ・ルールズ)48を含むに基づくものとする。これは、受刑者の人間的尊厳の確保に資するのみならず、社会全体の公共の安全と社会的結束にも資するものである。

国連システムは、より多くのことを行う必要があることを認識し、3つのテーマ分野において、組織的かつ統合的な方法でその努力を強化することに合意している:

- (a) 予防・代替政策への転換;
- (b) 刑務所管理の強化、刑務所の整備;
- (c) 犯罪者の更生と社会復帰を促進する。

予防・代替政策への転換

勾留は、犯罪の性質及び重大性、犯罪者が公衆にもたらす危険性並びに犯罪者の社会復帰の必要性を考慮して、最後の手段として使用されるべきである。犯罪の予防と収監の代替手段⁴⁹は、収監への過度の依存と不適切な使用を避けるための鍵である。

刑事司法の対応の焦点は、刑罰と孤立から、最も弱い立場に置かれた人々に重点を置いた、犯罪予防、リハビリテーション、復興正義、社会復帰のための長期的戦略への投資に移されるべきである。この転換には、国際規範や基準に沿って、適切な場合には、非刑罰化と非犯罪化に向けた動きも必要である。⁵⁰

刑事司法制度に接触する者を減らすためには、そもそも犯罪の発生を防止することが不可欠である。個人、家族、コミュニティ、そしてより広範な社会レベルでは、個人を犯罪、暴力、および被害のより高いリスクにさらすことができる要因がある。

これらのリスク要因の特定と最小化は鍵であり、とりわけ、複数の利害関係者との協議、既存の犯罪データのレビュー、および犯罪を引き起こす構造的条件に関する実証的研究を通じて達成することができる。そのような努力の結果は、エビデンスに基づく犯罪防止戦略及びプログラムの設計及び実施に情報を与え、全ての関連するサービスからのより協調した対応を確保すべきである。

勾留に代わる手段を有効に活用することは、刑務所の人口を直接的に減少させるような措置のような、世界的な刑務所の課題に対処するためのもう一つの前提条件である。

具体的な措置としては、公判前段階における条件付退院を含む転用・退院、裁判前段階における身分上の刑罰、経済制裁、原状回復・補償命令、執行猶予、保護観察、共同体刑務命令、自宅逮捕、その他の非施設の処遇、裁判後段階における更生保護施設又は各種仮釈放・仮釈放制度、司法との接触の各段階における薬物使用障害者の処遇措置等が挙げられる。⁵¹

被害者の権利、犯罪者の権利、公共の安全の必要性との間に適切なバランスを取る必要があるが、非拘禁措置の可能性は多くの加盟国で十分に実現されていない。

様々な種類の犯罪や犯罪者に対して、非拘禁措置は、コミュニティのリハビリテーションを支援することができるため、再犯リスクを低減する上でより効果的である。収監には多大な費用がかかることを考えると、収監されない措置は、たとえ財源の少ない刑務所であっても、費用対効果が高く、社会、福祉、保健サービスに資源を投資することができ、地域社会全体に長期的な利益をもたらす傾向がある。また、収監による有害な影響への不必要な曝露を防ぐため、適切な場合には、代替措置もまた、より均衡のとれた、かつ、人道的な刑事司法対応である。

刑務所の収監能力を拡大する決定をする前に、刑務所の過密状態に直面している国は、まず、刑務所の人口を削減する機会を模索し、排除し、その後、残りのニーズについて包括的かつ現実的な評価を行うべきである。⁵²

国連システムは、国連の非拘禁措置に関する最低基準規則(東京ルールズ)に従い、刑事司法行政のすべての段階において、加盟国が適切な非拘禁に移行し、拘禁に代わる選択肢の使用を強化することを支援することを優先する。

このアプローチは、政府、議員、裁判官、検察官、警察、弁護士、法律扶助者、社会サービス提供者及び市民社会を含むすべての関係者と緊密に協力して追求される。国の刑務所人口の構成と特徴を分析することは、主な犯罪の種類や、自由の剥奪が不適切または不均衡である可能性がある過剰に代表されている犯罪者のカテゴリーについて、重要な洞察を提供することになる。

非拘禁措置は、典型的には刑務所に比べて資源集約的ではないが、機能的かつ効果的であるためには、保護観察機関、社会サービス及び市民社会組織を含む十分な物理的インフラ及び資源を必要とする。

国連システムは、加盟国が、共産主義に基づく制裁又は措置の対象となる犯罪者を監督し、支援する刑事司法、社会福祉及びその他の機関の能力を構築することを支援する。

特に、女性に対する刑務所収監の影響を考慮すると、女性犯罪者のためのジェンダーに応じた刑務所の設計、管理慣行、非収監措置について、加盟国の具体的な状況、犯罪の非暴力的性格、および性と生殖に関する健康へのアクセスに関するものを含め、不当な犯罪化を考慮に入れて、追加的な考慮が払われるべきである。

国連は、女性受刑者の処遇及び女性犯罪者の非拘禁措置に関する国連規則(バンコク・ルールズ53)に沿って、拘禁及びより広範な刑事司法制度に関するすべての政策、法律及び慣行において、一貫したジェンダー分析及び対策を提唱する。

刑務所と拘禁の手段は、社会的不平等と差別を強く反映している。したがって、少数民族に属し、法に触れる者、犯罪の疑いがあるか、告発されているか有罪判決を受けているか、勾留されているか拘禁されているか、犯罪の被害者であるか、証人であるかを問わず、あらゆる形態の差別から保護されることを確保するために、特別な警戒が必要である。

国連システムは、人種主義、人種差別、外国人排斥及び関連する不寛容から解放される刑事司法及び刑務所制度を提唱する。これには、刑事司法制度における公共職業への採用が、少数民族を含む人口の多様性を反映することを確保することを含む。

子どもたちに影響を与えるすべての行動において、子どもたちの最善の利益が優先されるべきである。児童犯罪者の場合には、その団体及び犯罪の申立てにかかわらず、転用、その他の非拘禁措置及び原状回復の正義に訴えるためあらゆる努力が払われなければならない。いかなる代替的な処置も、児童がその状況及び犯罪の性質に適した方法で取り扱われることを確保すべきである。自由を奪われた子どもは、そうしないことが子どもの最善の利益になる場合を除き、成人とは別に扱われるべきである。

国連システムは、「子どもの権利条約」に沿って、最後の手段として、かつ、最も短い適当な期間だけ、子どもたちから自由を奪われるべきであるという原則を提唱する。
54

これには多くの刑事司法機関が関与するため、未決拘禁の乱用と過度の長期化を減らすことは、最も複雑な課題の一つである。改革の努力は、捜査、訴追、裁判を含む刑事司法プロセスのすべての段階において、公平性、効率性及び実効性を確保することを目的とする必要がある。手続の遅れ、訴訟の滞納、司法の誤用に対処するためには、刑事司法関係者の能力を強化し、機関間の協力を改善し、刑事司法手続を簡素化・迅速化し、データ管理システムやその他のインフラを改善すると同時に、透明性と説明責任を確保することが不可欠である。

国際法の要件を満たす公正な裁判を保証するためには、被疑者及び被告人が法的代理人及び助言を利用する権利もまた重要である。55 これには、被疑者が手段を持たず、司法の利益が要求する場合には、費用を負担することなく、適時に法的助言を受けることが含まれるべきである。警察の身柄拘束及び公判前勾留を含む、効果的な法的援助を早期に利用することは、被収監者が、手続が公正であり、被収監者及び被収監者の権利が尊重されることを確保するために、被収監者がその勾留の根拠に効果的に早期に異議を申し立てることができることを確保するための鍵である。法的サービスへのアクセスは、拷問や不当な取扱いに対する重要な保護手段であることも証明されている。

国連システムは加盟国に対し、法整備や、効果的な法的支援と安価な保釈金へのアクセスを対象とした刑事司法改革を通じ、公平性と適正手続の原則に導かれた各国の刑事司法制度の効率化を図ることで、公判前勾留の使用を狭義の状況に制限することを支援する。56

この趣旨は、犯罪の性質、重大性、事情、犯人の経歴等を踏まえ、転用等の非拘禁的措置の適切な配慮を確保するなど、比例的で個別的な量刑を推進するための取組に盛り込まれたものである。

薬物使用障害のある人の場合、このアプローチは、エビデンスに基づいた自発的な薬物治療のほか、地域社会レベルでの他の保健サービスへのアクセスを高めることも目的となる。このようなアプローチは、健康志向のアプローチが薬物使用の減少に最も効果的であり、それが引き起こす社会的危害を軽減することに最も効果的であるという明確なエビデンスによって支持されているだけでなく、国際薬物統制条約にも完全に遵守されている。57

薬物使用障害の現象は、公衆衛生上の問題であり、健康中心で倫理的基準に沿ったエビデンスに基づく対応を必要とする。

国連システムは、薬物関連の軽微な犯罪59を含め、適切な場合には、比例的かつ個別的な量刑政策58と、有罪判決や刑罰の代替手段を確保することを目的とした改革努力を支援する。また、国際人権法で保護されている行為の非犯罪化についても同様に提唱する。

刑務所管理の強化、刑務所の整備

すべての刑務所サービスの使命は、被収監者を人間尊重の上で処遇しつつ、安全・安心な収監を維持することである

国連が適当と認める最低限の条件を構成する、改正された受刑者処遇に関する国連最低基準規則(ネルソン・マンデラ・ルールズ)は、世界中の刑務所改革努力の新たな勢いをもたらし、国連支援の基礎を形成した。ネルソン・マンデラ・ルールズは、刑務所管理者の人権に基づくアプローチを促進し、刑務所管理者の人権を中心に据え、刑務所管理者の処遇における善良な原則と慣行として一般に受け入れられているものを概説する。60

拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約の選択議定書は、加盟国91か国によって批准されており、国内レベルで拷問及び不当な取扱いを防止するため、自由の剥奪された場所を定期的に訪問する制度を確立している。この視察は、拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰の防止に関する小委員会により、また、締約国が選択議定書に従って設置することを義務付けられている独立した国内団体である、いわゆる国家的予防メカニズムにより行われる。61

国連システムは、その刑務所改革支援を、ネルソン・マンデラ・ルールズ及び他の関連する国際規範及び基準に沿った健全かつ人道的な刑務所管理の前提条件を包含する4つのテーマ別優先分野と整合させる。

テーマ優先度1、収監の条件

収監条件に関するテーマ別優先事項1は、収監、衛生、衛生の全体的な質、および基本的サービスの提供、ならびに、適切で建設的な刑務所環境を支える、人間的でジェンダーに配慮した刑務所インフラを含む、リハビリテーションの機会に関連している。刑務所の状況は、刑務所生活の全体的な質及び被収監者の人間的尊厳の重要な側面を構成する。加盟国が被収監者の基本的なニーズと福利を提供する責任は、これらの国で利用可能な物的資源を条件とすることも、被収監者の家族に「委託」することもできない。62

さらに、被収監者は、地域社会で適用可能なものと少なくとも同等の質の保健サービスを無償で利用する必要がある。これらには、必須医薬品へのアクセスだけでなく、心理的サポートやセクシュアル/リプロダクティブ・ヘルスケアも含まれるべきである。このようなアクセスは、一般の人々よりも身体的・精神的な健康状態が悪いことが多いため、受刑者にとって特に重要である。保健に対する普遍的権利に沿って、刑務所の保健サービスは、ジェンダーに特化したニーズを含む、受刑者の保健ケアのニーズを満たす立場にある必要がある。刑務所の医療専門家は、地域社会の患者に適用されるのと同じ倫理的小および専門的基準に従わなければならない。63

また、薬物使用や精神障害などの犯罪行動の多くの要因が健康に関係していることから、刑務所における良好な健康状態は、公衆衛生上の成果や再犯防止にも利益をもたらす。

テーマ優先度2、受刑者の人権保障

受刑者の人権擁護は、刑務所管理の健全性、透明性、説明責任を確保する上で極めて重要である。刑期は、自由の剥奪のみを通して犯罪者を罰するものであり、さらなる困難や虐待を伴うものであってはならない。

すべての人に、いつでも安全を確保するためには、刑務官と受刑者の間の不平等な力関係など、閉鎖的な刑務所環境に起因する脆弱性に対抗する具体的なメカニズムが必要である。

さらに、受刑者の権利と義務、アクセス可能で安全かつ効果的な告訴制度、法的援助への受刑者のアクセス、刑務所の定期的な独立した監察は、すべて、刑務所制度に内在する腐敗と虐待のリスクを軽減し、拷問と不当な取扱いの絶対的禁止を確保するために不可欠である。

特定の集団は、受刑者64に特有のニーズがあること、又は、受刑者又は刑務所職員が暴露する可能性のある性的及びジェンダーに基づく暴力を含む、差別及び虐待の危険性が高まっていることから、特に注意を払う必要がある。女性;65 児童;年少者;高齢者(末期疾患のある者を含む。);障害のある受刑者;慢性疾患又は精神保健上のケアを必要とする受刑者;外国人の受刑者;少数民族又は先住民族に属する受刑者;レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー又はインターセックス受刑者;無期懲役受刑者;死刑確定者。

これらの受刑者の多くは、複数の原因(交差性と呼ばれる概念)に起因する脆弱性の状況にあり、その結果、受刑者は、現存する特別なニーズの結果として苦しむ可能性があり、これは、受刑者において強化される可能性があり、また、受刑者の特別な地位に起因して、受刑者が直面する追加的なリスクの結果として、苦しむ可能性がある。

テーマ優先度3、安全・安心

安全・安心は、刑務所管理者の注意を必要とする刑務所制度の中核的要素である。そのためには、個々の受刑者のリスク・ニーズに応じた処遇区分、それに応じた処遇計画、その後の適正な処遇体制への配分など、関係する刑務所管理の在り方が不可欠である。このような慣行は、刑務所の計画と設計が、刑務所人口の実情に合致するようにすることにも役立つ。

より広い意味で、エビデンスは、専門的かつ積極的な受刑者と職員との関係を促進し、受刑者と職員との間の適切な比率を確保し、受刑者のエネルギーを建設的な活動に転用し、適正でバランスのとれた刑務所制度を確立することを含む、動的な安全保障の概念に投資することの価値を示している。

刑務所制度にとっての特別な課題は、犯罪組織の構成員である犯罪者や、既に利用可能な広範な組織犯罪接触者を有する受刑者であった。このような犯罪者が関与した場合、効果的でない警備・安全対策は、犯罪への継続的な関与と、刑務官や受刑者に対する不当な統制・影響力の行使を促進する可能性が高い。

最近では、テロ関連の犯罪で告発され、または有罪判決を受けた個人の流入が増加していることから、暴力への過激化や関連する採用活動を含む、刑務所における暴力的過激主義のリスクが浮き彫りになっている。これらの深刻な脅威は、安全保障理事会によって要請されたとおり、対処されなければならない。⁶⁶

同時に、刑務所の警備は虐待を受けやすい分野でもある。したがって、人権や武力行使に関するものを含め、国際規範や基準に沿った合法的な安全保障措置を実施することが不可欠である。

テーマ優先度4、組織文化

刑務所の組織文化は、刑務所の管理を支配する全般的な原則が実際にどのように翻訳されるかに大きく影響する。この点で、政府内での刑務所の位置付けや運営方法は重要な役割を果たしている。

法執行機関と刑の執行を担当する機関との間の厳格な分離を確保するためには、専門的な刑務所職員を配置した文民刑務所制度の存在が重要である。67 国の状況や十分な資源へのアクセスによっては、刑務所の責任を法務省または同様の政府部門に委ねることもある。同様の理由から、保健省の下にある刑務所に保健サービスの責任を置くか、刑務所保健サービスと公衆衛生当局との間に少なくとも密接な関係を確保することが望ましい。

そのためには、刑務所制度の最も重要な資源である職員への投資を強化することが不可欠である。68 刑務官(上級管理職を含む)の間で、彼らが単なる警備員や管理者ではなく、むしろ変化のための代理人であるという精神と自己認識を支援することは、正当な治安要件とリハビリテーションや改革の要件との調和を助けることができる。採用プロセス、職場の方針と条件、キャリア機会、調整された研修69、スタッフ支援インフラの改善は、彼らが複雑で多面的な任務を遂行できるようにする上で鍵となる。このような努力は、刑務所職員によって提供される「極めて重要な社会奉仕」70に対する国民の認識を高めることによって補完されるべきである。

ネルソン・マンデラ・ルールズのような国際的な最低基準では、刑務所は公務員としての地位を有する専門的な刑務所職員によって管理されることが明確に求められている。71 刑務所の管理を民営化する反対の決定は、受刑者の人権と受刑者に対する注意義務を保障する国家の責任を免れるものではない。72 受刑者の権利を保護する効果的な監視と説明責任の仕組みが整備されるべきである。73 さらに、民営化された民営化施設が費用対効果の向上を特徴とすることを示唆する確かなデータや決定的なエビデンスは存在しないように思われる。74

犯罪者の更生と社会復帰の促進

収監自体は、改革的効果を持たない。反対に、法に抵触するようになった個人が直面する多くの課題を悪化させている。また、刑期が長引いたり厳しくなったりすると、いわゆる制度化を招き、受刑者の人格や社会・生活能力に影響を及ぼし、社会復帰が一層困難になるおそれがある。

ネルソン・マンデラ・ルールズに沿って、国連システムは、刑務所管理に対するリハビリテーション・アプローチを促進する。このアプローチは、受刑者が釈放時に法を遵守し、自立的な生活を送る意欲と能力を育み、適正で安全かつ健康的な刑務所環境に組み込まれ、職員が受刑者に積極的に関与することを促進するものである。75

大多数の受刑者はいずれ社会に戻るので、犯罪から社会を守るという受刑の究極の目的を果たすには、このようなアプローチが前提となる。

しかし、リハビリテーションと治安は逆に見られることが多く、建設的で意義のある活動に従事する受刑者は、暴力を受けにくく、管理しやすいため、リハビリテーションのための刑務所環境は、刑務所内の安全と管理を強化する。

専用プログラムは、受刑者の個々の処遇ニーズに応じて、犯罪の根本原因に対処し、釈放後の社会復帰の見通しを高めるように設計されるべきである。そのようなニーズには、教育、職業訓練及び職業経験、カウンセリング、心理的支援を含む身体的及び精神的な健康管理、物質使用障害、認知行動療法、生活技能訓練及び家族向けプログラム、監禁された両親のための漢族向けプログラム、建設的な活動へのアクセスには、身体的な運動及びスポーツ、並びに精神的、文化的及びレクリエーションの計画を同様に含めるべきである。

女性受刑者は、リハビリテーションや社会復帰プログラムを平等に利用できるだけでなく、女性に「ふさわしい」と考えられる定型的な活動に限定されることなく、それぞれの背景、ニーズ、視点に応じたジェンダー対応プログラムを提供されるべきである。

上記の活動の多くは、しばしば不足している適切な刑務所インフラを必要とする。刑務所施設は、関係するサービスへの被収監者の日常的なアクセスを最大限にするための十分な空間及び能力を有するべきである。加えて、リハビリテーション刑務所制度には、受刑者の行動、進歩及び状況に従うことを条件として、また、国内法76に規定されている制度化された見直しに沿って、受刑者を早期に、条件付きで、又は思いやりのある形で釈放する機会も含まれる。76

受刑者のリハビリテーションと社会復帰は、刑務所サービスだけでは果たすことのできない社会的課題である。これは、刑務所管理の他のいかなる側面よりも、市民社会の積極的な関与によって補完される。77 関連政府機関の支援が不可欠な分野である78。このような組織横断的な協力は、サービスがコミュニティ内の類似サービスに適用される基準に従って提供されることを保証し、必要に応じて、リリース時にコミュニティ内で継続されることを保証する。79

より広義には、このアプローチは、外部からの刑務所の隔離を緩和し、コミュニティに対する刑務所の正常化に寄与し、刑務所生活と自由な生活との差を可能な限り最小限に抑える。80 このアプローチは、更生を目的とした刑務所ベースの計画が、搾取的、苦悩的な性質のものになるのを防ぐためにも重要です。リハビリテーション・プログラムの理論的根拠は、個々に評価されたリスクとニーズに沿って、また関係する受刑者と相談しながら、社会復帰の見通しを高めることでなければならない。

国連システムは、市民社会と緊密に連携しつつ、受刑者及び犯罪者のリハビリテーションに関する政府全体のアプローチを促進する。これは、搾取的であるか、主として刑務所産業から利益を得ることを目的としたプログラム、強制的な処遇、人権や医学倫理に反するとされる再教育プログラムを支援するものではない。

収監から自由への移行期と釈放直後の期間は、すべての被収監者にとって極めて重要かつ困難である。したがって、社会復帰支援は、刑務所の門で終わるのではなく、身体的・精神的な健康関連事項を含めたケアの継続性を確保する必要がある。81

元受刑者が釈放後の支援(または、該当する場合は監督)を受けていなければ、最良の刑務所ベースのリハビリテーション・プログラムでさえも損なわれることになる。非拘禁措置を受けている犯罪者にとって、地域密着型の支援サービスも同様に重要である。

国連システムは、被収監者の社会復帰を促進するために、かつ、被収監者が元被収監者又は犯罪者であることに伴う偏見を軽減するための努力と相まって、被収監者が徐々にかつ慎重に社会復帰するための準備のための機関間の取り決めを支援する。

受刑者や犯罪者に対する国民の態度は、犯罪に戻るリスクを減らす上で重要な役割を果たしている。再犯を減らすためには、元受刑者や犯罪者を受け入れるための、潜在的な使用者を含むコミュニティの準備と、典型的には犯罪に関連する重大な偏見を減らすための努力が必要である。これには、政治的支援、意識啓発、複数機関の連携、インセンティブ、市民社会の積極的な関与が含まれ、また、犯罪被害者が、その回復と福祉のための支援を受けられず、資源が少なくなることを確保するための努力も含まれる。

行動指針

収監の議題が政治的議題の上位に留まることを確保する

国連システムは、犯罪に対する加盟国の対応は、収監の手段を含め、本質的に、人権、平等、公共の安全、安全、健康、持続可能な開発及び刑事司法制度の公平性及び実効性に対する公衆の信頼に関連していることを認識する。

しかし、同委員会は、収監の問題とその影響について、政策立案者及び一般市民を敏感にするために、一層の努力が必要であることを同様に認識する。

このため、国連システムは、2030年の持続可能な開発のためのアジェンダ及び国連事務総長の人権のための行動の呼びかけに関する議論の一部を含む、政治的アジェンダにおいて、収監とその乱用が引き続き高まることを確保するために活動する。82 これには、刑務所が支配されるべき中核的原則とセーフガードのための政策提言が含まれる。関連する政府間機関83における定期的なテーマ別会合及び討議が積極的に奨励され、支持される。

また、ニューヨークのGroup of Friends of Corrections in Peace OperationsやウィーンのGroup of the Nelson Mandela Rules のように、加盟国が既に関与している既存のプラットフォームに重点が置かれる。これらのプロセス及び他の多国間メカニズムを通じた加盟国間の協議は、有望な慣行の交換を促進し、政策の一貫性を提供し、新たな課題に対処する機会を創出する。

加盟国を支援するための国連の政策提言活動の強化

グローバルな刑務所の課題を緩和し、明白な前向きな変化を生み出すために、国連システムは、加盟国がこれらの課題に対処することを支援するために、国際、地域及び国内レベルでの政策提言活動を強化する。

当該国の状況に応じて、優先目標には以下が含まれる:

- ＞ 公判前勾留及び拘禁は、最後の手段に限定され、効果的な代替手段として役立つ様々な非拘禁措置に組み込まれている。
- ＞ 立法及び政策の改正は、均衡のとれた個別的な量刑と、国際人権法によって保護される行為の非刑罰につながる。
- ＞ ジェンダー分析とジェンダー対策は、勾留に関するすべての政策、法律、慣行およびより広範な刑事司法制度に一貫して適用されている。
- ＞ 遅延や混雑の原因となる刑事司法制度の手続き上の障害やその他の欠陥が特定され、効果的に対処されている。
- ＞ 刑事司法手続のすべての段階において、被疑者及び受刑者が、法律上の援助を通じたものを含め、法律上の助言、援助及び代理を受けることが保障されている。
- ＞ 薬物使用と薬物使用障害は、とりわけ、拘禁とは対照的に、コミュニティにおけるエビデンスに基づき、そして健康中心の対応を必要とする公衆衛生上の懸念として認められている。⁸⁴
- ＞ 刑務所の状況、インフラ及び被収監者の処遇は、人権に沿ったものであり、一貫して、被収監者の社会復帰の見通しを強化するとともに、安全かつ確実な収監を確保することを目的としている。
- ＞

ネルソン・マンデラ・ルールズ、バンコクルールズ等、刑務所の管理及び受刑者の処遇に関する国際規範及び基準の遵守が監視され、強化されており、拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約の選択議定書の批准を促進するための努力が行われている。

- ＞ このようなコンプライアンスや関連する努力は、ハイリスク受刑者の効果的な管理や刑務所における暴力に対する過激化のリスクへの対処の基礎ともなっていると認識されている。
- ＞ 刑務所のリハビリテーションと保健サービスは、対応する公共システムにできる限り統合されており、コミュニティと同様の基準で提供されている。
- ＞ 犯罪者の更生と社会復帰を支援するという社会的課題に、すべての関連するステークホルダーと一般市民が賛同することは、公共の安全に大きく貢献するものとして推進されている。
- ＞ 刑務所におけるCOVID-19の不均衡な影響から得られた教訓は、刑務所の人口を削減するための持続可能な戦略を含む、包括的な刑罰改革のための新たな推進力となる。

政策提言のエントリーポイントについては、2015年、国連総会が、人道的拘禁条件を促進し、社会の継続的な一部である受刑者の意識を高め、刑務所職員の労働を特に重要な社会奉仕として重視するために、ネルソン・マンデラ・インターナショナル・デー(7月18日)の範囲を拡大することを決定したことに留意することが重要である。

この機会を適当な方法で祝福するための国連システムの機関への総会の招請に鑑み、この特定の日に啓発キャンペーンその他の行事を組織することに注意を払う。⁸⁵

支援要請に対応するための国連の能力強化

国連の能力を強化することにより、国連システムは、収監関連の課題に対処するための専門知識と資源を欠いている国々をより良く支援することができるようになる。刑務所改革及び刑事改革の分野における助言サービス及び技術支援に対する加盟国からの要請が増加していることを踏まえると、強力かつ十分に調整された国連の能力は、そのような要請に時宜を得た、効果的かつ一貫した方法で対応する上で極めて重要な役割を果たすであろう。

この分野への継続的な関与を確保するためには、受入国及びドナーを含む加盟国のみならず、国連事務局の主要機関及び補助機関を対象とするハイレベルの政策提言が必要である。

国連システムは、現在の共通見解に従い、国連薬物犯罪事務所(UNODC)⁸⁶、平和活動局⁸⁷、及び国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)⁸⁸の専門的知見を活用し、他の関連する国連機関と緊密に協力していく。⁸⁹

国連の法の支配の一環として、国連の高官⁹⁰は、刑務所の課題に対処する必要性、政治的障害の解決、及び法の支配に関する国連の国別支援の調整について、国レベルでの政治的コンセンサスの構築を支援する。

国連の常駐調整官、国別チーム及び活動は、収監及び関連する刑事司法上の課題が、持続可能な開発協力の枠組み、及び、該当する場合には統合された戦略的枠組みに主流化されることを、国連が国内で提供する全体的な技術支援の不可欠な部分として確保するために活動する。

国連システムは、努力を調和させ、持続可能な変化を生み出すために、すべての主導機関に一貫性のある技術援助の提供に焦点を当てる。

収監に関する国連の中央情報ハブの設置

国連システムおよびその専門機関は、様々なデータを継続的に監視、収集、分析し、加盟国における刑務所および刑事改革プロセスへの情報提供に非常に関連する、有望な慣行を含む技術指導マニュアル、訓練カリキュラム、およびその他の手段と資源を開発する。

この豊富な専門知識を強化し、国連機関及び加盟国の双方によるアクセスを促進するための努力において、国連システムは、拘禁に関連する問題に関するデジタル「ワンストップ・ショップ」の確立に向けて取り組む。

国連はまた、犯罪に対する刑事司法対応の費用対効果、効率性及び人権遵守を含め、その有効性を継続的に評価し、確固たるエビデンスを生み出すために、その研究能力及び加盟国の研究能力を強化することを追求する。⁹¹ データの作成に関しては、国連犯罪動向調査及び刑事司法制度が、関連統計及びデータ分析の優先的な情報源となり、⁹² 欧州刑務所健康データベースによって補完される。⁹³

国連現地ミッションなどの危機的状況における刑務所支援の強化

安全で、安心で、人道的な刑務所は、平和を維持し、安定を支援し、文民を保護するための国連平和維持活動および特別の政治的ミッションの取り組みに不可欠であるが、刑務所改革は依然として優先順位が低い傾向にある。現地ミッションの是正義務の明示的な規定や十分な資源の配分を含む、国連がこれらの状況における拘禁問題に適切に対応することができるよう、受入国及び国際社会からのより強固な支援⁹⁴は、極めて重要であり、かつ、集団的責任である。

現場ミッションや他の危機的状況における国連の支援は、ミッションのより広範な平和と安全の目的の一部として、刑務所の状況を改善し、刑務所の管理を強化し、収監の不必要な使用を減らすことを戦略的に目的とする。特に、以下の措置に重点を置く：

- ▶ 警察、司法、矯正当局間、治安、開発、人道パートナーとの連携と協力を当初から強化すること。
- ▶ 地域社会のアウトリーチ戦略によって補完された、安全、安心、人道的な収監を確保するための、刑務所制度への適切な国際的・国内的投資を提唱し、支援すること。
- ▶ 公判前勾留の過剰使用を含む過剰な勾留に対処し、法改正や法的援助へのアクセスの拡大を含む、非拘禁措置への訴えを強化するための国家レベルでのコミットメントを促進すること。

- ▶ 刑事司法制度における説明責任を確保し、残虐犯罪、テロ犯罪その他紛争に関連する性的暴力を含む武力紛争を助長する重大な犯罪の加害者を安全かつ確実に拘束すること。

「法の支配のためのグローバル・フォーカル・ポイント」(Global Focal Point for the Rule of Law 95)は、紛争後およびその他の危機的状況における法の支配に関する国連機関間の調整の主要なフォーラムとなる。国連システムは、また、刑務所を含む刑事司法制度を支援するために投資された努力が、現場活動の終了後も継続されることを確保し、その結果得られた利益が、ミッションの移行中及び移行後に取り戻されないようにする。

国際機関や市民社会とのパートナーシップの強化

国連システムは、女性及び若者主導の組織並びに有名な研究機関、シンクタンク及び地域社会を含む国際的及び市民社会組織との調整及びパートナーシップを更に強化する。

- 1 収監に関する国連システムの共通見解は、国連薬物犯罪事務所(UNODC)、平和活動局及び国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)の共同指導の下、事務総長執行委員会の枠内で、関連する国連機関の作業部会によって策定された。
- 2 人権委員会、一般的意見No.35(2014)、個人の自由と安全(CCPR/C/GC/35)参照。
- 3 この関連基準については、人権委員会が作成した恣意的抑留に関する作業部会、移民労働者とその家族全員の権利の保護に関する委員会、および子どもの権利委員会が作成した指針(CCPR/C/GC/35; A/HRC/39/45、付属書; CMW/C/GC/3-CRC/GC/22; CMW/C/GC/4CRC/C/GC/GC/23)を参照のこと。
- 4 自由を奪われた少年の保護に関する国連規則(総会決議45/113、付属書)、少年司法運営に関する国連最低基準規則(北京ルールズ)(総会決議40/33、付属書)、犯罪防止及び刑事司法の分野における子どもに対する暴力の撤廃に関する国連モデル戦略及び実務措置(総会決議69/194、付属書)など、子どもの権利条約並びに関連する国連の犯罪予防及び刑事司法における基準及び規範を含む。
- 5 子どもの権利条約第1条
- 6 「犯罪動向と刑事司法制度の運用に関する国連調査」を参照。また、「世界刑務所人口リスト」及び「世界刑事政策研究所刑事収監リスト」及びロンドン大学パークベック校が作成した「世界女性刑務所収監リスト」のデータを補足。自由を奪われた子どもに関する国連の独立専門家の報告書(A/74/136)も参照。2019年の世界の刑務所人口の推計値は、年間を通じて拘禁され又は拘禁された者の総数とは対照的に、特定の日ににおける被収監者の総数である。
- 7 Ibid.
- 8 タビオ・ラビオ・セツペラ「過剰収監の原因」は、矯正施設における過剰収監を減少させるための戦略に関するワークショップに提出された論文、第12回国連犯罪予防刑事司法会議(2010年4月12-19日、ブラジル・サルバドル)、オリバー・ローダー、ローレン・ブルック・アイゼン、ジュリア・ポウリング、何が犯罪を減少させたか? (New York, Brennan Center for Justice, York University School of Law, 2015)
- 9 A/68/295、パラグラフ85
- 10 市民的及び政治的権利に関する国際規約、9条3項、および14条2項。犯罪防止および刑事司法に関する国連の基準および規範の対応する規定については、非拘禁措置に関する国連最低基準(東京ルールズ)第6.1項を参照。
- 11 「犯罪動向と刑事司法制度の運用に関する国連調査」を参照。「世界の公判前・再入所者リスト」のデータを補足。キャサリン・ヘルド・アンド・ヘレン・フェア、公判前拘留およびその使用過多・10カ国(ロンドン、ロンドン大学パークベック校犯罪政策研究所、2019年)の証拠も参照。
- 12 指標16.3.2(刑務所の総収容者数に占める判決を受けていない勾留者の割合)は、持続可能な開発目標16(持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する)の下で、目標16.3(国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、全ての人々に司法への平等なアクセスを提供する)である。
- 13 被害者と犯罪者、及び、適切な場合には、犯罪によって影響を受けた他の個人又は地域社会の構成員が、一般に、進行役の助けを得て、犯罪から生じる事柄の解決に積極的に参加するプロセス(経済社会理事会決議2002/12(附属書2))。
- 14 特に、強制的な最低量刑法、長期刑の増加、早期釈放資格の変更を含む。
- 15 この懸念はまた、刑法に依拠して移民法を執行している国々における移民収監の文脈における課題でもある。これ自体は、恣意的な収監につながる危険性がある問題である(国際移民機関(IOM)、世界移民報告2020年(ジュネーブ、2019年))。
- 16 Daniel S. Nagin, "Deterrence in the twenty-first century", *Crime and Justice*, vol. 42, No. 1 (August 2013).
- 17 Dirk van Zyl Smit and Catherine Appleton, *Life Imprisonment: A Global Human Rights Analysis* (Cambridge, Massachusetts, Harvard University Press, 2019).
- 18 仮釈放を許さない生活とは、仮釈放を許さずに、無期懲役刑を言い渡さなければならない刑事罰である。仮釈放を許さない生活とは、受刑者が残りの生涯を刑務所で過ごし、最終的に死亡することをいう。
- 19 Tim Newburn, "Social disadvantage, crime, and punishment", in *Social Advantage and Disadvantage*, Hartley Dean and Lucinda Platt (Oxford, Oxford University Press, 2016); Pablo Fajnzylber, Daniel Ledermann and Norman Loayza, "Inequality and violent crime", *Journal of Law and Economics*, vol.45, No. 1 (April 2002).
- 20 A/66/265 パラグラフ65.
- 21 成人、同性愛、単なるセクシュアル・ヘルス・ケアやリプロダクティブ・ヘルス・ケアへのアクセス行為など。
- 22 市民的及び政治的権利、芸術に関する国際規約 9、11、17条の1項、18条1項; 国連受刑者処遇最低基準規則(ネルソン・マンデラ・ルールズ)、規則109。
- 23 World Drug Report 2016 (United Nations publication, 2016, pp. 101-102).

- 24 World Drug Report 2020, booklet 5, 「社会経済的特徴と薬物使用障害」(国連出版物、2020年)
- 25 しばしば「麻薬ラバ」と呼ばれ、国境内または国境を越えて少額の資金で麻薬を他国に運ぶことに同意する人(女性が多い)を指す。
- 26 World Drug Report 2019, booklet 2, 「世界の医薬品需要と供給の概要」(国連出版物、2019年)
- 27 World Drug Report 2018, booklet 5, 「女性と薬物:薬物使用、薬物供給とその結果」(国連出版物、2018年)
- 28 World Drug Report 2019, booklet 2
- 29 Elizabeth L.C. Merrill and others, “Meta-analysis of drug-related deaths soon after release from prison”, *Addiction*, vol. 105, No. 9 (September 2010).
- 30 Amanda E. Perry and others, “Interventions for drug using offenders with co-occurring mental health problems”, *Cochrane Database of Systematic Reviews*, No. 10, art. No. CD010901 (2019); Dominique de Andrade and others, “Substance use and recidivism outcomes for prison-based drug and alcohol interventions”, *Epidemiological Reviews*, vol. 40, No. 1 (May 2018).
- 31 自由を奪われた女性に対する拷問や虐待の防止(CAT/OP/27/1)。
- 32 A/74/136 10章参照。
- 33 Eric Martin, “Hidden impregnation: Institute of Journal, No. 278 (2017); Adele D. Jones and Agnieszka E. Wainaina-Woźna, eds., *Children of Prisoners: Interventions and Mitigations to Strengthen Mental Health* (Huddersfield, United Kingdom, University of Huddersfield, 2013); Peter Scharff-Smith and Lucy Gampell, eds., *Children of Imprisoned Parents* (Copenhagen, Danish Institute for Human Rights, European Network for Children of Imprisoned Parents, University of Ulster and Bambinisenzasbarre, 2011).
- 34 脚注6参照。
- 35 司法行政における人権に関する国連人権高等弁務官(A/HRC/42/20)の報告、および過剰逮捕と過剰収監の人権への影響に関する報告(A/HRC/30/19)。
- 36 結核、C型肝炎、性感染症、HIVを含む血液媒介性疾患など。
- 37 メンタルヘルス、薬物使用障害を含む。
- 38 Justice Project Pakistan, COVID-19 and Prisoners, “COVID-19: infected prisoners and deaths across the world”. Available at www.jpp.org.pk/covid19-prisoners/.
- 39 市民的及び政治的権利に関する国際規約 10条; ネルソン・マンデラ・ルールズ、規則11。
- 40 Alison Liebling, David Price and Guy Shefer, *The Prison Officer*, 2nd ed. (London, Routledge, 2012).
- 41 United Nations Office on Drugs and Crime (UNODC), *Handbook on Anti-Corruption Measures in Prisons*, Criminal Justice Handbook Series (Vienna, 2017).
- 42 目標16(平和、正義、強固な制度)、目標10(不平等の是正)に加え、目標1(貧困の撲滅)、目標2(飢餓の撲滅)、目標3(良好な健康と福祉)、目標4(質の高い教育)、目標5(ジェンダーの平等)、目標6(清潔な水と衛生)、目標8(雇用・ディーセント・ワークと経済成長)などがある。
- 43 特に、目標16.3(国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、全ての人々に司法への平等なアクセスを提供する)及び目標16.3.2(刑務所の総収容者数に占める判決を受けていない勾留者の割合)並びに目標10.3(差別的な法律、政策、および慣行の撤廃、ならびに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する)及びその指標を含む。10.3.1(過去12か月に個人的に国際人権法の下に禁止されている差別又は嫌がらせを感じたと報告した人口の割合)
- 44 United Nations System Chief Executive Board for Coordination, *Leaving No One Behind: Equality and Non-discrimination at the Heart of Sustainable Development* (New York, 2017).
- 45 António Guterres, Secretary-General, “The highest aspiration: a call to action for human rights” (February 2020).
- 46 国連薬物犯罪事務所、COVID-19ガイドスノート:COVID-19における被収監者と受刑者のための緊急時釈放の仕組み。調査結果と勧告(ウィーン、2021年)
- 47 特に市民的及び政治的権利に関する国際規約、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、拷問その他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約(その選択議定書を含む。)及び児童の権利に関する条約
- 48 特に、被収監者の処遇に関する国連最低基準規則(ネルソン・マンデラ・ルールズ)、女性被収監者の処遇及び非収監措置に関する国連規則(バンコク・ルールズ)、非収監措置に関する国連最低基準規則(東京ルールズ)、自由を奪われた少年の保護に関する国連規則(北京ルールズ)、犯罪防止及び刑事司法の分野における児童に対する暴力の撤廃に関する国連モデル戦略及び実務措置、刑事司法制度における法的援助の原則及び指針 法執行官による武力及び銃器の使用に関する基本原則並びに刑事事件における原状回復計画の使用に関する基本原則
- 49 刑罰に加えて、代替手段が用いられていないことが理解されている。
- 50 東京ルールズ、規則2.7。
- 51 Ibid、規則3、5、6、8、9。
- 52 いかなる状況においても、民営化された刑務所に関わる事業上の利益は、該当する場合には、勾留に代わる措置を実施するための拘禁または損なう圧力を生じさせてはならない(Rob Allen and Paul English, “Public-private partnerships in prison construction and management”, *Justice and Development Working Paper Series*, No. 25 (Washington, D.C., World Bank, 2013)).

- 53 バンコク・ルールズ、規則57-58、規則60、規則61-64特に、妊婦、母親、被告人又は薬物犯罪の有罪判決を受けた女性に注意を払う。
- 54 子どもの権利条約、第3条1項、第37条(c)及び第40条3項(b)(b)。
- 55 市民的及び政治的権利に関する国際規約、第14条；刑事司法制度における法的援助へのアクセスに関する国連の原則とガイドライン
- 56 すなわち、本人が犯罪を犯したと信ずるに足る合理的な理由があり、かつ、本人が禁固刑に処せられ、更なる犯罪を犯し、又は裁判の過程を妨げる証拠に基づく危険があると信ずるに足る場合に限る。ただし、本人が自由に定められ又は代替措置の対象とされている場合に限る。
- 57 1988年国連麻薬・向精神薬不正取引条約、第3条、2項及び3、4項 (d)
- 58 該当する場合には、教育、リハビリテーション及び社会復帰、並びにエビデンスに基づく治療及びアフターケアを含む。
- 59 また、効果的な国連機関協力(CEB/2018/2)を通じた国際的な薬物政策の実施を支援する国連システムの共通の立場も参照のこと。
- 60 ネルソン・マンデラ・ルール、予備的観察1、2パラグラフ。1. 子どもについては、自由を奪われた少年の保護に関する国連規則により、追加的な指導が行われている。
- 61 拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約の選択議定書(総会決議57/199、附属書、第三部から第四部)
- 62 人権委員会、自由を奪われた人の人道的な取扱いに関する一般意見第21(1992)(HRI/GEN/1/Rev.9(Vol.1)、パラグラフ4)。
- 63 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約12；ネルソン・マンデラ・ルールズ、規則24-35、バンコク規則、規則6-18。
- 64 とりわけ、言語、栄養、宗教、信条、ならびに適切な刑務所のインフラおよび専門家のケアへのアクセスに関連している。
- 65 受刑者の中には、妊産婦、母乳育児中の母親、刑務所に収監されている子どものいる母親、あるいは刑務所外で扶養している子どもがいるなど、脆弱性が高い女性も含まれる。
- 66 安全保障理事会決議2482(2019年)、暫定パラグラフ15、パラグラフ20。
- 67 ネルソン・マンデラ・ルールズ、規則74、パラグラフ3；米州における自由を奪われた者の保護に関する原則及びベストプラクティス、原則XX、欧州刑務所規則、規則71及び規則78
- 68 一般的に、刑務所職員は、在職期間の保障(ネルソン・マンデラ・ルール、規則74、3項)を伴った常勤ベースで雇用されるべきである。
- 69 人権などの分野を含め、さらに、女性受刑者や自由を奪われた子どもと接触するすべての職員を対象とした専門的な研修を含む。
- 70 ネルソン・マンデラ・ルールズ、規則74、パラグラフ2。
- 71 Ibid.、規則 74、.3項。
- 72 CCPR/C/NZL/CO/5:国際的に不正な行為に対する国家の責任に関する条項草案(国際法委員会年鑑、2001年第2巻第2部(国連出版物、2004年)、第5条も参照)。
- 73 人権委員会、一般的意見第35(2014)、第9条。
- 74 Allen and English, "Public-private partnerships in prison construction and management; James Byrne, Kimberly R. Kras and Lina Marmolejo, "International perspectives on the privatization of corrections, Criminology and Public Policy, vol. 18, No. 3 (May 2019)。
- 75 ネルソン・マンデラ・ルールズ、規則4、1項、規則91参照。10条、3項 市民的及び政治的権利に関する国際規約は、刑事制度が受刑者の処遇を構成することを規定しており、その基本的目的は、受刑者の改善更生及び社会復帰である。
- 76 この理論的根拠は、無期刑の受刑者を含むすべての受刑者に適用される。そのため、無期刑受刑者の受刑期間中の経過を再検討し、適当な場合には、釈放又は免除を勧告又は許可する権限を有する専任の機関を設置すべきである(例えば、国内法で定められた最低限の期間を経過した後)。
- 77 教育、職業訓練、労働、保健、社会サービス及び司法を担当する省及び関連団体を含む。
- 78 犯罪者のリハビリテーション及び社会復帰の第一義的責任は、国にあるものと理解される。
- 79 例えば、教育カリキュラム、労働条件、安全衛生上の注意、医療について。
- 80 ネルソン・マンデラ・ルールズ、基本原則、規則3および規則5。
- 81 医療サービスの継続性は、収監前や収監中に開始された治療の利益が、出所時に失われないようにすること、薬剤耐性の発生を防ぐこと、薬剤に関連した過剰摂取や収監者から地域社会への疾病の伝播のリスクを減らすこと、を保証するために極めて重要である。
- 82 グテレスは、「最も高い吸引力」(脚注45参照)である。
- 83 国連総会、安全保障理事会、国連犯罪予防刑事司法会議、平和構築委員会、人権理事会、犯罪予防刑事司法委員会、国連麻薬委員会(CND)など。
- 84 この点に関し、個人的使用のための薬物所持の非差別化(CEB/2018/2、附属書1参照)に十分な考慮が払われるべきである。
- 85 総会決議70/175 パラグラフ7。
- 86 国連薬物犯罪事務所(UNODC)は、ネルソン・マンデラ・ルールズ等の犯罪者処遇に関する国連の基準・規範や3つの国際薬物条約の管理者として、現場に根ざした刑務所改革プログラム、刑務所の課題に取り組む世界プログラム、関連する技術指導の継続的な公表の両方に基づき、専門家の助言と技術支援を提供している。

87 平和活動局の法と治安機関の支配事務所は、他のパートナーと協力して、暴力的紛争を防止し、平和と安全を維持しつつ、長期的な法の支配改革の基盤を確立するための活動に重点を置いて、平和活動やその他の現場における司法、警察、矯正努力の実施を支援する国連システム全体の提供者として活動している。

88 また、OHCHRは、すべての人の自由を奪われた人権の尊重、保護、および刑法の無差別な使用を主張しており、テーマ別報告、留置施設の監視、留置条件や監督制度の改善のための技術的助言の提供などを行っている。

89 国連開発計画(UNDP)、国連ジェンダー平等・女性のエンパワーメント機関、国連難民高等弁務官事務所、国連プロジェクトサービス局、世界保健機関、国連児童基金(UNICEF)、国連テロ対策局、国連移住機関(IOM)、世界食糧計画を含む。

90 「法の規則の取り決め」に関する事務総長の決定No.2012/13に従って、パラグラフ(ii) には、事務総長の特別代表もしくは執行代表、またはミッション以外の場では常駐コーディネーターが含まれる。

91 刑事司法制度に接する子どもに関する具体的な調査は、2007年に国連薬物犯罪事務所(UNODC)とユニセフが共同で発行した「少年司法指標測定マニュアル」と整合させるべきである。

92 www.unodc.org/unodc/data-and-analysis/から入手できる。

93 <https://apps.who.int/gho/data/node.prisons>にて利用できる。

94 安全保障理事会決議2447(2018)パラグラフ1。

95 平和維持活動、特別政治任務および優先的非ミッションは、現地からの要請および優先事項に対応する紛争国に影響を及ぼした(「法の規則の取り決め」に関する事務総長決定No.2012/13、パラグラフ(4)、附属書)。

この共通見解は、国連薬物犯罪事務所(UNODC)を筆頭に、国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)、平和活動局(DPO)の法の支配・治安機関担当室が共同で作成し、21年4月に発行した“United Nations System Common Position on Incarceration”の仮訳です。日本語訳を日本臨床カンナビノイド学会有志で行いました。

免責事項: 和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いします。日本臨床カンナビノイド学会は、本翻訳物に記載されている情報より生じる損失または損害に対して、いかなる人物あるいは団体にも責任を負うものではありません。

原文は、こちらのページよりPDFファイルでダウンロードできます。

<http://bit.ly/UNSCP-Incarceration>